

議案第14号

東近江市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月26日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

東近江市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年東近江市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(6) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(7) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同条第4項中「前2項」を「第2項」に改める。

第5条第1項を次のように改める。

法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3に掲げる情報照会者が、同表に掲げる情報提供者に対し、同表に掲げる事務を処理するために必要な同表に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表に掲げる情報提供者が当該特定個人情報を提供するときとする。

別表第1の8の項及び別表第2の8の項中「東近江市心身障害老人等福祉助成費助成要綱」を「東近江市障害老人等福祉助成費助成要綱」に、「心身障害の」を「障害の」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。ただし、別表第1の8の項及び別表第2の8の項の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、本市条例の一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。